

## 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の 対象期間・申請期限を延長しました

### 対象期間および申請期限

休業した期間	申請期限		
	旧	新	
4月	令和2年9月30日（水）	<b>令和2年12月31日（木）</b>	
5月			
6月			
7月			令和2年10月31日（土）
8月			令和2年11月30日（月）
9月	令和2年12月31日（木）	<b>令和3年3月31日（水）</b>	
<b>10月</b>	-		
<b>11月</b>			
<b>12月</b>			

※ **申請開始日は休業した期間の翌月初日から**となります。（例：9月の休業であれば10月1日から申請可能）

### 申請に当たっての留意点（事業主の皆様へ）

- ① 雇用関係や休業の事実の証明には**事業主の皆様の協力が不可欠**です。
- ② 支給申請をしたことのみを理由として、**解雇や雇止め、労働条件の不利益変更などを行うことは認められません**。
- ③ 申請には**労働保険番号が必要**です。労働者を1人でも雇用していれば、業種・規模を問わず労働保険の適用事業となり、手続きを行う必要があります。

### お問い合わせは

#### ■ 給付金制度の詳細、給付金Q&A、申請書のダウンロードなど

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金HPをご確認ください  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

#### ■ お電話でのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター  
電話 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15



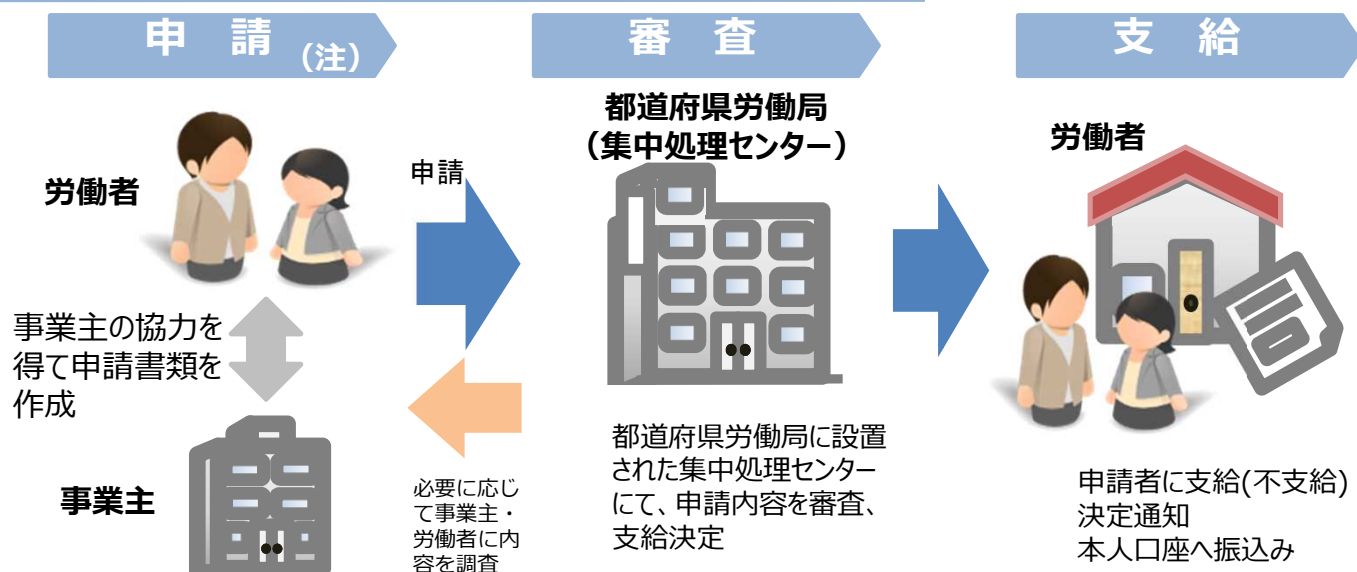
## 制度概要

主に以下2つの条件に当てはまる方に、休業前賃金の8割（日額上限11,000円）を、休業実績に応じて支給します。

- ① 令和2年4月1日から12月31日までの間に、事業主の指示により休業した中小事業主の労働者
- ② その休業に対する賃金（休業手当）を受けられない方

※ 詳細は厚生労働省HPに掲載した給付金Q&A等をご確認ください。

## 申請の流れ



(注)

- 複数事業所の休業について申請する場合、複数事業所分の情報をまとめて申請する必要があります。1つの事業所分の申請をした期間については、その申請以外全て無効になります。
- 申請書類の作成に当たり事業主の協力を得られない場合は、法律に基づき都道府県労働局から事業主に対して報告を求め、その回答があるまでは審査を行うことができません。その分申請から支給まで時間を要することとなります。
- 不正行為により支援金・給付金の支給を受けた場合には、労働者に対して、最大で支給額の3倍の額を請求することがあります。また、その関係者が故意に不正行為を行った場合には、労働者と連帯して上記の額の納付を求め、その名称等を公表することがあります。

## 申請方法（郵送）

①支給申請書、②支給要件確認書、③本人確認書類（免許証の写しなど）、④振込先口座確認書類（キャッシュカードの写しなど）、⑤休業前および休業中の賃金額を確認できる書類（給与明細の写しなど）の5点を封筒に入れて、下記のとおり先に郵送してください。

〒600-8799

日本郵便株式会社 京都中央郵便局留置

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金担当 行



厚生労働省・都道府県労働局